安曇野市家庭児童相談室



家庭児童相談室では主に下記の相談内容をあつかいます。

- ①虐待又は保護が必要な児童(危険性のある児童を含む)として支援が必要であり、児童 相談所への通告・連携が必要なケース。
- ②児童虐待防止の観点において児童や家庭に不安定な要素が多く、今後とも支援の対象と なる家庭であり、児童の健全な成長のために各関係機関の連携が必要なケース。
- ー旦お聞きした相談の内容により、学校、子ども発達支援相談室、障がい福祉担当 などと連携をとり、引き継ぎを行うこともあります。

児童全般の相談をお受けすることにより、継続的支援を行うことができます。

安曇野市家庭児童相談室 本庁1階

電話 0263-71-2265 (直通) FAX 0263-72-2065

〇相談室窓口担当(三郷・堀金・明科)

○相談室窓□担当(豊科・穂高)

〇三鄉 • 堀金 • 明科地域担当相談員

〇三鄉•堀金•明科地域担当相談員

○豊科・穂高地域担当相談員

〇児童係長

たかはし ゆみ え 高橋 弓枝

すえなが じゅんいき 未永 純一

福田紀久子

まるやま しんいち 丸山 真一

1. 相談後の対応はこのようにおこないます



② 関係機関と同行訪問しながら支援 ③ 関係機関の支援状況を把握・蓄積

2、市	(相談室)の業務内容
信 C	直接的支援 → 家庭児童相談員による定期的な支援 R護者・・・・・・家庭訪問での面談 行政の情報提供や各種手続きのお手伝い こども・・・・・・学校や家庭訪問での面談 行動観察(必要に応じ) 支援関係者・・・・・対象児童の会議への出席 対象世帯の児童虐待防止に向けた総合的アドバイス
1 2	間接的支援 → 対象児童の支援経過の情報蓄積 対象児童のケースファイルを作成し、記録の保管・整理を行う。 経過観察が必要な期間は、定期的な現状把握の会議(進行管理3月に1回)を 行なう。またその際は事前に学校での児童の様子も情報収集し、記載する。
	期発見のためのチェックリスト 家庭・地域で【保育園・幼稚園・学校等】◆◆◆ 子どもの状況 子どもや親の説明と一致しないような不自然な外傷(特に首や顔面の打撲、 火傷など)が見られる。 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。 特に、きょうだいとの差がみられる。 親がいると顔色をうかがう反面、親がいなくなると全く親に関心を示さなくなる。 連絡もなく登園(校)してこない。訪問すると、親が不在だったり、まだ寝ていたり、食事も与えられていなかったりすることがある。 おやつや給食をむさぼるように食べる。おかわりを何度も要求する。 何かと理由をつけて、家に帰りたがらない。 表情が乏しく、元気がない。意欲が乏しく、集中できない。 過度に緊張し、視線が合わせられない。 接触を避けようとし、警戒心が強い。 用がなくても先生の傍に居たり、先生を独占しようとする。 集団から離れ、孤立していることが多い。 攻撃的で威圧的な行動が目立つ。(友人に対する乱暴や動物に対するいじめ等)
	身長や体重の伸びが悪い。 養育者の態度・特徴 生活や気持ちにゆとりがない。 子どもとの関わりが乏しい。 子どもとの適度な心理的距離がとれない。(密着しすぎるか、全くの放任か) 子どもに能力以上のことを無理やり押しつけようとする。

□ 子どもの外傷等を問われた時、不自然な説明をする。